

埼玉県本庁舎ESCO事業提案募集要項に関する質問及び回答

番号	頁	項目				質問	回答
		大	中	小	細		
1	1	2	(2)			募集要項2(2)事業方式において、事業期間が最大5年であることから、事業終了時に存在する残存簿価の扱いを明確にしたい。	実施方針第1 1 (7) 事業方式により県に無償譲渡するものとする。
2	1	2	(3)	イ		募集要項2(3)事業内容イにおいて、「事業者は、契約期間内、自らの責任でESCO設備の保守・運転管理を行う。」とありますが、日常点検や運転管理を行う管理員の常駐までは求めないということでしょうか。	そのとおり。
3	1	2	(3)	ウ		募集要項2(3)事業内容ウにおいて、「事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、県の利益及び省エネルギー効果を保証する。」とありますが、本来、ESCO事業は省エネルギーの結果として光熱水費削減額の保証を行うものであり、一次エネルギー量等自体を保証するものではありません。これは、光熱水費削減額及び維持管理費削減額の合算額の保証という解釈でよろしいでしょうか。	募集要項のとおり。
4	2	2	(5)	イ		募集要項2(5)業務の範囲イにおいて、「工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務(省エネ法の手続き)」とありますが、省エネ法の手続きとはどのようなものを想定されているのかをご教示いただきたい。	省エネ法第75条による届出
5	2	2	(5)	イ		募集要項2(5)業務の範囲イにおいて、「工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務(省エネ法の手続き等)」とありますが、省エネ法の手続の具体的な内容を教えてください。	省エネ法第75条による届出
6	2	2	(5)	オ		募集要項2(5)業務の範囲オにおいて、「省エネルギー効果の計測・検証業務」とありますが、計測関係の費用は、その内容・規模により大きく変動するため、具体的に示していただきたい。	提案による。
7	2	3	(1)	イ		募集要項3(1)応募者イにおいて、代表企業1社との契約と云うことですが、県=甲、ESCO参加企業=乙丙丁…とする統一契約書とした契約方法は可能でしょうか。	応募条件のとおり。可能である。
8	2	3	(1)	イ		募集要項3(1)応募者イにおいて、「契約者となる代表者1社を選定する。」とありますが、契約書上、貴県が「甲」となり、ESCO参加企業が「乙丙丁」等として記名捺印する契約書での契約締結は可能でしょうか。	応募条件のとおり。可能である。
9	2	3	(2)	ア	(ア)	募集要項3(2)応募者の役割ア(ア)において、「事業役割：県との契約等諸手続きを行い、業務遂行のすべての責を負う。」とありますが、貴県からのESCOサービス料の支払い(ESCO事業者の収入)については、代表者ではなく事業役割を担う企業のうち1社を選定し、その企業にお支払いいただくことは可能でしょうか。	協議による。
10	3	3	(2)	ウ		募集要項3(2)応募者の役割ウにおいて、「事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を県に提出する。」とありますが、合意書に入念すべき事項は連帯保証条項以外にあるのかを示していただけませんか。また、4(7)イ(ア)d提出書類作成要領(d)において、「契約書又は覚書等の内容を提出すること。」とありますが、この契約書または覚書等において連帯保証条項を盛り込む場合は、合意書と同等のものとして合意書の提出を省けるのでしょうか。	応募条件のとおり。
11	3	3	(2)	ウ		募集要項3(2)応募者の役割ウにおいて、「事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を県に提出する。」とありますが、合意書に入念すべき事項は連帯保証条項以外にあるのかを示していただけませんか。また、4(7)イ(ア)d提出書類作成要領(d)において、「契約書又は覚書等の内容を提出すること。」とありますが、この契約書または覚書等において連帯保証条項を盛り込む場合は、合意書と同等のものとして合意書の提出を省けるのかをご教示いただきたい。	応募条件のとおり。
12	3	3	(2)	オ		募集要項3(2)応募者の役割オにおいて、「下請け業者又は協力事業者の選定にあたっては、建設工事については上記県内業者から、また運転管理については、「本店又は本社」を県内に有する者から選定するものとする。」とありますが、補助金活用を視野に入れた場合、利益排除の観点から3者以上の相見積もりを実施する必要があります。この相見積もり3者以上の業者すべてを埼玉県内の業者として選定することが困難な場合は、最低1者を埼玉県内の業者として選定すればよろしいでしょうか。	応募条件のとおり。

番号	頁	項目				質問	回答
		大	中	小	細		
13	3	3	(2)	オ		募集要項3(2)応募者の役割オにおいて、「下請け業者又は協力事業者の選定にあたっては、建設工事については上記県内業者から、また運転管理については、「本店又は本社」を県内に有する者から選定するものとする。」とありますが、補助金活用を視野に入れた場合、3者以上の相見積もりを実施する必要があります。3者以上の業者をすべて埼玉県内の業者として選定することが困難な場合は、最低1者を埼玉県内の業者として選定すればよろしいでしょうか。	応募条件のとおり。
14	3	3	(4)			埼玉県ESCO事業提案募集要項3頁(4)資格制限のところで一級建築士を要する団体で今年度4月設立の新会社の場合、各種税をまだ納税していませんが、参加資格はあるのでしょうか。	応募資格の制限はない。
15	6	4	(7)	ア	(カ)	募集要項4(7)ア日程(※1)において、現場ウォークスルー調査での施設・資料等の撮影は可能でしょうか。また、質疑は当日のみでしょうか。後日、改めて質問受付を設けるのでしょうか。	個人情報に係るものは撮影不可とする。 また、質問は書面で受け付ける。
16	6	4	(7)	ア	(カ)	募集要項4(7)ア日程において、現場ウォークスルー調査の日程をご指定いただいておりますが、ウォークスルー後の質問受付を行っていただけるのでしょうか。	質問は書面で受け付ける。
17	8	4	(7)	イ	(ア)	公募要項4イ(ア)dにおいて、提出するESCO関連事業実績一覧表は、代表者1社のみでの提出でよろしいでしょうか。	そのとおり。
18	10	5	(1)	ア	(ア) (イ)	埼玉県ESCO事業提案募集要項10頁5審査及び審査結果の通知(1)審査(ア)、(イ)県の利益とは、ESCOサービス料②76,156千円のうち未使用額(残額)は県の利益になるのでしょうか。	(ア)県の利益は、募集要項のとおり。 (イ)県の利益は、「削減保証額－ESCOサービス料①」とする。
19	13	6	(2)	ア		募集要項6(2)アにおいて、資金計画を検討する上で、ESCOサービス料金を、月払いとしていただくことは可能でしょうか。	原則4回/年以内とする。
20	13	6	(2)	ア		募集要項6(2)アにおいて、「ESCOサービス料を契約期間にわたり毎年度均等に支払う。」とありますが、資金計画を検討する上で、ESCOサービス料金を月払いとしていただくことは可能でしょうか。	原則4回/年以内とする。
21	14	6	(5)	ア	(ア)	募集要項6(5)ア(ア)光熱水費において、「県から提供される過去3年間(H18～H20)のエネルギー使用量(電気、ガス)及び上水道使用量の単純平均値に県が別途示す単価を用いて算出した金額を、各社統一の改修計画の基礎となる応募時の光熱水費ベースラインとする。」とありますが、試算に利用する単価は、電気、ガス、灯油、重油A、LPGともに公開されている平成21年3月末の単価と考えてよいのでしょうか(未公開のものは提示されるのでしょうか)。また、単価には電気においては燃料費調整額を、ガスにおいては原料費調整額を含まないということでしょうか。	参加資格確認後、提示する。
22	14	6	(5)	ア	(ア)	募集要項6(5)ア(ア)光熱水費において、「県から提供される過去3年間(H18～H20)のエネルギー使用量(電気、ガス)及び上水道使用量の単純平均値に県が別途示す単価を用いて算出した金額を、各社統一の改修計画の基礎となる応募時の光熱水費ベースラインとする。」とありますが、試算に利用する単価は、電気、ガス、灯油、重油A、LPGともに公開されている平成21年3月末の単価と考えてよいのでしょうか。また、単価には電気における燃料費調整額、ガスにおける原料費調整額を含まないということでしょうか。	参加資格確認後、提示する。
23	14	6	(5)	ア	(ア)	電力料金の増減額算定方法は、契約電力(kW)の増減による基本料金増減分と、使用電力量(kWh)の増減による従量料金増減分とに分けて、合算して算定するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおり。
24	14	6	(5)	ア	(イ)	募集要項6(5)ア(イ)設備保守点検業務等において、平成20年度の委託金額と薬品費の提示をお願いします。(「削減予定額」を設定するうえで必要なため)	ウォークスルー時に提示する。
25	14	6	(5)	ア	(イ)	募集要項6(5)ア(イ)設備保守点検業務等において、平成20年度の委託金額と薬品費の提示をお願いします。	ウォークスルー時に提示する。
26	14	6	(5)	イ	(イ)	募集要項6(5)イ(イ)において、「削減保証額」はESCOサービス料に対して20%以上となることとありますが、削減保証とは光熱水費等に対する削減を保証するものであります。ESCOサービス料②を加算した総額に対する比率(20%)を設定する根拠を明示していただけないでしょうか。	導入可能性調査報告書を参考に設定

番号	頁	項目				質問	回答
		大	中	小	細		
27	14	6	(5)	イ	(イ)	ベースライン及び削減保証額の設定(イ)の(イ)「削減保証額」はESCOサービス料に対して20%以上となること。となっていますが「ESCOサービス料」とはESCOサービス料①とESCOサービス料②の合計でしょうか。	そのとおり。
28	16	6	(6)	ウ	(ア)	募集要項6(6)ウ(ア)元金相当費用において、ESCO設備の導入工事において必要となる光熱水費は、貴県にご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおり。
29	17	6	(8)	イ		募集要項6(8)イ計測・検証結果において、「事業者は、計測・検証結果を毎年度、随時県に報告する。」とありますが、1回/年度と考えてよろしいでしょうか。	協議により決定する。
30	18	7	(3)	イ		募集要項7(3)イ予想されるリスクと責任分担(表)における、計画・設計段階、建設段階、および維持管理関係の「不可抗力」において、県と事業者の負担割合は“ESCO導入のてびき(自治体向け)”に記載されている「99:1」と考えてよろしいでしょうか。	不可抗力のリスクについての負担割合については、主たる負担者を県、補助的な負担を事業者とします。「建設段階」については改修工事費相当分の100分の1を超える額を県の負担とします。「維持管理関連」についての負担割合は、事業者との協議とします。
31	18	7	(3)	イ		募集要項7(3)イ予想されるリスクと責任分担(表)における計画・設計段階、建設段階および維持管理関係の「不可抗力」において、一部事業者負担(標記上の「△」)とありますが、これはどの様なケースを想定しているのかをご教示いただきたい。ただし、原則として不可抗力に関しては県のご負担と認識いたしております。	不可抗力のリスクについての負担割合については、主たる負担者を県、補助的な負担を事業者とします。「建設段階」については改修工事費相当分の100分の1を超える額を県の負担とします。「維持管理関連」についての負担割合は、事業者との協議とします。
32	18	7	(3)	イ		募集要項7(3)イ予想されるリスクと責任分担(表)における市中金利の変動リスクは事業者負担とありますが、変動する市中金利の想定を事業者が行うことは極めて困難です。他の自治体におけるESCO公募において、市中金利については提案時点で基準金利を定め、その後の変動については別途協議とすることが認められております。本ESCO事業についても市中金利の変動は別途協議させていただきたいがよろしいでしょうか。	リスクと責任分担(表)のとおりとします。
33	18	7	(3)	イ		募集要項7(3)イ予想されるリスクと責任分担(表)におけるベースライン調整において、県施設・機器の使用状況等の顕著な変更以外の変動要因の場合は事業者負担とありますが、この変動要因はどのような要因を想定されているのかをご教示いただきたい。	具体的な要因に合わせ協議する。
34	18	7	(3)	ウ		事業の継続が困難になった場合の県と事業者の責任の所在と対応方法を契約で定めるとありますが、内容を事前に提示していただきたい。	実施方針第6-2による。
35	20					募集要項P.20の支払関連として瑕疵担保が記載されておりますが、支払いに限定したものでしょうか。支払いに限定したものであるとするならばどのような状況を想定されているのかをご教示いただきたい。	支払に限定したものではない。
36	23	8	(2)	ウ	(カ)	募集要項8(2)ウ(カ)aにおいて、電気の二酸化炭素排出量原単位を「0.555kg/kWh」としていますが、改正温対法においては、平成22年度の報告から「0.555kg/kWh」(デフォルト値)は原則として用いないことが決定しております。県庁舎ESCO事業者の選択のための指標であるならば、現在県庁舎の環境性管理で使用している数値(温対法での利用数値:国が公表する電気事業者ごとの排出係数等)を使用するのが原則ではないでしょうか。	募集要項のとおりとする。
37	23	8	(2)	ウ	(カ)	募集要項8(2)ウ(カ)aにおいて、電気の二酸化炭素排出量原単位を「0.555kg/kWh」としていますが、改正温対法においては、平成22年度の報告から「0.555kg/kWh」(デフォルト値)は原則として用いないこととなっております。提案時はこの趣旨に則り、各電力会社別の数値を使用してよろしいでしょうか。	募集要項のとおりとする。
38						ESCO設備の所有権が事業者から貴県に移転するときに事業者はESCO設備の瑕疵担保責任を負わないという認識でよろしいでしょうか。	契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について(平成15年6月23日)による。
39						当建物の運転管理は、指定管理制度に基づく指定管理者が実施しているのでしょうか。	指定管理者でない。
40						行政財産使用料は、支払うのでしょうか。支払う場合は、算定の方法を提示していただけないでしょうか。	PFI法第12条第2項の規定により、県が必要と認める場合は無償とする。

番号	頁	項目				質問	回答
		大	中	小	細		
4 1						改修工事に関わる資材置き場、現地工事事務所等の用地は県で用意していただけるのでしょうか。	協議による。
4 2	水準 1	2	(1)			埼玉県本庁舎ＥＳＣＯ事業業務要求水準書２(1)等において、「個別空調方式を提案する場合には」との記載がありますが、個別空調方式以外の中央空調方式の提案をすることも可能でしょうか。	可能です。
4 3	水準 2	2	(5)	ア		埼玉県本庁舎ＥＳＣＯ事業業務要求水準書２(5)アにおいて、「現状空調システム構成を大きく変更し、既存変電室を利用する場合は、基本的に当該空調電源はＥＳＣＯ事業者で専用の変圧器盤を新設し、電源を供給すること。」とありますが、変圧器盤自体で省エネルギー効果を生み出す設備ではないことから、ＥＳＣＯ事業の対象外としていただくことは可能でしょうか。	業務要求水準書のとおり。
4 4	水準 2	2	(5)	イ		埼玉県本庁舎ＥＳＣＯ事業業務要求水準書２(5)イにおいて、「二次高圧受変電設備を設置する場合は、主遮断器を設置し、第二庁舎中央監視室にて状態表示、遠隔操作が可能とする。また、監視室と現有連絡装置を設ける。」とありますが、遠隔操作等と直接ＥＳＣＯ事業による省エネルギー効果は連動しないため、ＥＳＣＯ事業の対象外としていただくことは可能でしょうか。	ＥＳＣＯ事業の対象とする。
4 5	調査 報告 1 2					「本庁舎ＥＳＣＯ事業導入可能性調査報告書・平成20年12月」(埼玉県)12頁の改修費用の概算394,300千円から類推すると、ＥＳＣＯ設備の計画、設計、施工、運転管理および維持管理業務、計測・検証業務、削減額の保証業務、金利負担、ＥＳＣＯ事業者の適正利益、経費が含まれる事業費(ＥＳＣＯサービス料の総額)の上限金額498,870千円(公募要項2.事業概要(6)事業費)を達成することは厳しいことが想定されます。上限金額を引き上げることは可能でしょうか。	上限金額の引き上げは不可能。